



2025年3月14日

各位

会社名 株式会社石井表記
代表者名 代表取締役 山本晋宏
(コード: 6336 東証スタンダード)
問合せ先 常務取締役 松井忠則
管理本部長
(TEL 084-960-1247)

自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ
(会社法第165条第2項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得)

当社は、2025年3月14日の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 自己株式の取得を行う理由

株主還元の充実並びに資本効率の向上を図るため

2. 取得に係る事項の内容

(1) 取得対象株式の種類	当社普通株式
(2) 取得し得る株式の総数	208,000株(上限) (発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合2.6%)
(3) 株式の取得価額の総額	1億円(上限)
(4) 取得期間	2025年3月17日~2025年10月17日
(5) 取得方法	東京証券取引所における市場買付

(参考) 2025年1月31日時点の自己株式の保有状況

発行済株式総数 (自己株式を除く)	8,152,625株
自己株式数	23,827株

以上